

声 明

札幌市長が議会に提案していた札幌市公契約条例が10月31日の本会議で否決され、その後提案された議員案も本日否決された。

札幌市議会は、昨年2月以降、十分な審議を尽くさないまま、条例案の継続審議を続け、本年10月の修正再提案と議員案をそれぞれ僅差で退けたものである。

この条例案が市議会に提案されて以降、その制定を求めて市民としてささやかな活動をしてきた者として、この結果は誠に遺憾である。

審議の過程で明らかになり、広く報道もされた、官製ワーキングプアをなくしていくことは市民の意思である。これを反映させたこの条例が実現しようとした価値の上に、政治的な思惑や関係業者の意向を置いて反対した、と言わざるを得ない会派議員に強い憤りを覚える。

公契約条例は、札幌市が発注する事業に従事する労働者の賃金の最下限を公の基準によって保障するよう事業者を求めるものである。

適正な価格で質の良い公共サービスを生み出すという行政目的を実現し、過度の低価格競争によってもたらされた事業者の疲弊とこれに従事する労働者の低賃金による貧困を解消させるよう努めることは私たちの責務である。この条例はこれを実現する上での、ささやかではあるが貴重な第一歩となるべきものであった。

他の先進の自治体において全会派一致で制定できた同質の条例をどうして札幌市で制定することができないのか。

自ら提案した、意義ある条例案を実現するための責任ある執行がなされたのかどうか、行政のどの過程に不十分さがあったのか、市政当局は深刻に総括をする必要がある。また、市民の声よりも自らの党派の利益、支持基盤たる業界の意向を優先させて反対に廻った会派議員は、おそらく有権者の厳しい評価を受けることになると思う。

この条例案の制定過程に関わった者は、札幌市の動向について期待と希望をもって見守っていた他の多くの地方自治体の皆さんを裏切ることになってしまったこと、全国的に着実に進められてきた感のある公契約条例を定着させる大きな流れに逆らう事態を招いたことについて、強く自省しなければならない。

札幌市民へのサービスを提供する現場で働く人たちの低賃金状態は、いまなお続いている。

私たちは本日の札幌市議会の議決をもってしても、公契約条例のもつ、働くことによる貧困を解消する上での貴重な手掛かりとなるという意義を否定することはできない。この点は、これまでの取り組みの中で一層の確信を強めた。

公契約条例、公契約法の制定実現に向けて全力を挙げることを改めて決意している。

2013年11月1日

札幌市公契約条例の制定を求める会
代表 弁護士 伊藤 誠 一